

2016 年 6 月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部

輸出コンテナ総重量確定方法制度化（改正 SOLAS 条約）に関するお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

本年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS 条約により、7 月 1 日以降船積みとなる日本発輸出コンテナの総重量情報を、船積み前に船会社（ターミナル）に提供することが義務付けられます。

法律で定められた方法により総重量が確定されていない場合は、当該コンテナの船積みができなくなる可能性もございます。お客様におかれましては下記の点にご留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

尚、詳細は下記国土交通省の HP をご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

敬具

記

1. 【届出荷送人及び登録確定業者について】

荷送人（船会社の B/L 上に荷送人として記載される者）自らコンテナ総重量を確定させる場合、『届出荷送人』として国土交通省へ届け出なければなりません。

荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量の確定作業を行う場合は、『登録確定業者』としての登録が必要となります。

2. 【重量確定方法】は下記の 2 種類となります。

方法 1. 貨物の入ったコンテナの総重量をトラックスケール等で計測する方法。

方法 2. 適切な計測器で貨物及び梱包資材を計測し、コンテナ内のラッシング材及び空のコンテナ重量を足し合わせて算出する方法。

3. 【申告方法】

船会社からの案内によると伝達手段は『コンテナ搬入票』とされており、署名者は届出荷送人、登録確定業者、又は代行者となっております。

4. 【重量の乖離、及び重量伝達書類の不備が判明した場合】

貨物及びコンテナのお引き受け・船積み手続きをお断りさせて頂く事がございます。また、本船積み付けプランに支障を及ぼし、予定の本船への積載が出来なくなる可能性もありますのでご注意下さい。その際、追加作業が発生した場合は別途作業費用をご請求させて頂く可能性がございます。また、地域によっては重量測定の対応が出来ない場合がありますので予めご了承下さい。

問題事例

● フルコンテナ（FCL）の場合

コンテナ総重量、署名等必要事項の記載漏れが判明した場合。

お客様が確定した重量と実際の重量に乖離が判明した場合。

● 混載貨物（LCL）の場合

お客様が確定した重量と弊社倉庫にて検量した重量に大きな乖離が判明した場合。

5. 【対象コンテナについて】

7月1日以降、本船に船積みされるコンテナ分より。

6. 【日新 B/L が発行される案件】

総重量の確定書類の提出をお願い申し上げます。

ご不明な点に関しましては、下記営業担当までお問い合わせをお願い致します。

国際営業第一部複合輸送一課 TEL 03-3238-6576

大阪営業第二部国際課 TEL 06-6228-4355

以上